

パブリックコメント

【ご意見募集中】

豊島区落書き行為の防止に関する条例(案)

条例(案)の作成について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

●**閲覧できます**…原案の全文は5月20日まで、環境保全課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

●**ご意見をお寄せください**…便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者)を記入し、郵送かファクスかEメールで5月20日(必着)までに「環境保全課環境美化グループ📠3980-5134、✉A0015003@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可。個別に直接回答はしません。

📠当グループ☎3981-2690

【結果の公表】

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書を作成しました

本評価書の作成にあたりパブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんからご意見をお聴きしましたが、案に対するご意見はありませんでした。

●**閲覧できます**…本評価書は5月20日まで、国民健康保険課、行政情報コーナー、区ホームページ、個人情報保護委員会(内閣府)のマイナンバー保護評価Webホームページで閲覧できます。

📠管理グループ☎3981-1923

税・国保・年金

令和2年度国民健康保険料の計算方法をお知らせします

保険料は6月に総所得金額などが決定した後に計算します。保険料決定通知書と納付書は6月中旬から郵送予定です。

📠資格・保険料グループ☎4566-2377

●**保険料の計算**
世帯の保険料は、総所得金額等・加入者の人数・年齢によって計算されます。※算定基礎額＝前年の総所得金額等－基礎控除額(33万円)

あなたの世帯の年間国民健康保険料

基礎(医療)分	
所得割額	均等割額
各加入者の算定基礎額※×7.14%の合計額	39,900円×加入者数
最高限度額63万円	

後期高齢者支援金分	
所得割額	均等割額
各加入者の算定基礎額※×2.29%の合計額	12,900円×加入者数
最高限度額19万円	

介護分	
所得割額	均等割額
40～64歳の各加入者の算定基礎額※×1.96%の合計額	15,600円×40～64歳の加入者数
最高限度額17万円	

保険料の計算にあたっては、収入ではなく所得が算出の基礎となります。令和2年度(令和2年4月～3年3月まで)の保険料は、平成31年1月～令和元年12月の所得に基づいて計算されます。

福祉

発達障害に関する相談をお受けします

発達障害全般について、あらゆる年齢層の当事者や家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します※面接相談希望者は事前に要予約。

📠発達障害者相談グループ☎4566-2445

子育て・教育

東部子ども家庭支援センターノーパディーズ・パーフェクト～完璧な親なんていない～(全6回)

6月9日～7月14日 火曜日◇グループワークを通して自分らしい子育てを考え、悩みや思いを話し合う◇区内在住で3歳未満の第一子を育てている35歳以上の母親で、全回参加できる方◇10名📠5か月以上。

📠4月28日午前10時～5月18日の間に電話で当センター☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※応募者多数の場合は抽選。結果は5月29日までに電話連絡。

まちづくり

「池袋副都心交通戦略2020 最新版～池袋の交通のあり方を考える～」を策定しました

まちづくりをとりまく環境が大きく変化していることを受け、池袋副都心交通戦略の最新版を策定しました。●**閲覧できます**…都市計画課、行政情報コーナー、図書館、区ホームページで閲覧できます。

📠交通政策グループ☎4566-2635

池袋駅地区バリアフリー基本構想の特定事業計画について

平成31年4月に改定した池袋駅地区バリアフリー基本構想に基づき、特定事業計画をまとめました。

●**閲覧できます**…福祉総務課、都市計画課、区ホームページで閲覧できます。

📠拠点まちづくりグループ☎4566-2640

池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルを策定しました

池袋地区駐車場地域ルール要綱で定めた基本的な考え方を踏まえ、基準、手続き等を定めた「池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル」を策定しました。

●**閲覧できます**…都市計画課、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

📠交通政策グループ☎4566-2635

健康

骨太教室(骨粗しょう症予防教室)

5月29日(金) 午後1時30分～4時 長崎健康相談所◇骨密度測定、保健師による日常生活の話、運動指導員による運動実技、栄養士による食事の話、骨密度測定結果の見方◇医師に運動の制限をされていない65歳未満の方◇25名

📠電話で当相談所☎3957-1191へ※先着順。

講演・講習

すくすく子育てセミナー

5月21日、6月18日、7月16日、8月20日 木曜日 午前10時30分～正午

男女平等推進センター◇経験豊富な講師からの子育てアドバイス&おしゃべりタイムで、明日の子育てをもっと楽しくする◇妊娠中の方、学童期までの子どもの保護者◇300円📠6か月以上上未就学児。定員あり。要予約

📠Eメールで家庭倫理の会豊島区📠katei.rinri.toshima@gmail.comへ。📠当会 森岡☎090-4391-5964

みらい館大明「金子みすゞを声楽家の指導で歌う」(全4回)

6月4～25日 木曜日 午後1時～2時30分◇金子みすゞ没後90年、26歳で夭折した若き童話詩人の巨星の「こだまでしょうか」などを課題曲とした合唱入門。講師…声楽家/本郷文敬氏◇15名◇5,000円

📠電話かEメールで「当館☎3986-7186、📠miraikan_taimei@yahoo.co.jp」へ。直接窓口申込みも可※先着順。

スポーツ

区民グラウンド・ゴルフ初心者教室

5月14日(木)※予備日28日(木) 午後2～4時 総合体育場◇区内在住、在勤の方◇200円◇運動できる服装、靴で参加。用具の貸出しあり。

📠電話で5月10日までに豊島区グラウンド・ゴルフ協会 野口☎3918-

4968へ。

区民大タナゴ釣大会

5月24日(日) 午前5時30分 東京建物 Brillia HALL 前集合、茨城県稲敷市周辺◇大タナゴの生魚の総重量(竿などの制限あり)で競う◇区内在住、在勤の方と家族◇100名◇5,500円(女性と高校生以下の方は3,500円)◇竿(3.0m前後)、仕掛け、えさ、弁当、水筒、雨具など(希望者には貸しあり)

📠電話で5月13日までに豊島区釣友連合会事務局 今成☎090-3229-1079へ※先着順。

休館

鈴木信太郎記念館

5月7日(木)～14日(木)◇展示替えのため。📠当館☎5950-1737

区立図書館

●**集鴨**…5月12日(火)～15日(金)、**中央・雑司が谷図書貸出コーナー**…5月18日(月)～24日(日)、**池袋**…6月1日(月)～3日(水)、**千早**…6月9日(火)～12日(金)、**目白**…6月15日(月)・16日(火)、**上池袋**…6月22日(月)・23日(火)、**駒込**…6月29日(月)・30日(火)◇特別整理などのため。
📠中央図書館☎3983-7861

コロナウイルス感染症に関するお知らせ

●感染が疑われる方への看護のポイント

新型コロナウイルス感染症は飛沫感染と接触感染により感染します。家庭や施設では下記の点に気を付けてください。

- ①看護する人を決めましょう。可能であれば、看護する人を1人決め、他の家族は患者さんと不必要に接触しないようにしましょう。
- ②看護するときは、マスクを着用しましょう。また、嘔吐物などの処理は手袋を着用しましょう。
- ③看護する方や同居者も毎日朝夕の検温をしましょう。
- ④患者さんが休養する環境を整えましょう。周りの方にうつさないよう、個室で休養しましょう。部屋を分けられない場合は、少なくとも2m以上の距離を保つ、カーテンなど間仕切りをするなどし、定期的に換気します。また、患者さんが使うタオルやコップなどは他の家族と分けましょう。
- ⑤看護した後は石けんで手を洗いましょう。
- ⑥患者さんが使った食器や衣類は通常通りに洗います。
- ⑦患者さんや家族が触れる場所を清掃・消毒しましょう。

●換気をしましょう

部屋は定期的に換気してください。複数の窓がある場合は、二方向の壁の窓を開放しましょう。

●家庭や施設内の消毒について

接触感染を防ぐため手指がよく触れる場所(ドアノブ、照明のスイッチ、トイレの流水レバーなど)を清潔に保つことが大切です。手や皮膚などにはエタノール、物の表面には次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。

次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.05%)の作り方

- ①3リットルの水に、25mlの次亜塩素酸ナトリウム原液(濃度約6%の家庭用塩素系漂白剤など)を入れる。
- ②キャップをしめてよくふり混ぜたら完成。時間の経過とともに塩素濃度が薄まるので、6時間経過したら新しく作ること。

📠保健指導グループ☎3987-4174

令和2年度がん検診延期のお知らせ

4月7日の緊急事態宣言を受け、4月下旬に予定していた受診チケットの発送を取りやめ、検診を当面の間延期します。再開については、緊急事態宣言の解除後に検討し、広報としま・区ホームページなどでお知らせします。

📠保健事業グループ☎3987-4660

区民専門相談をご利用ください

各相談には専門の相談員がおります。お気軽にご利用ください。(相談日が祝日・年末年始、臨時閉庁の場合は休み)

◇**対象**…区内在住、在勤、在学の方◇相談料は無料。予約不要の相談は直接、相談室へ。

※予約、相談の詳細は直接各連絡先へ問い合わせてください。 📠区民相談課庶務・相談グループ ☎3981-4164

種類 / 《相談員》	日時	場所	相談内容など	連絡先(予約先)
法律相談《要予約》 《弁護士》	月～金曜日 午後1時15分～3時45分 第2日曜日 午前10時15分～午後0時45分	区役所本庁舎4階東相談室408	土地、家屋、金銭貸借、相続、離婚などの法律問題全般。1回30分以内。同一内容は1回のみ	区民相談課 ☎3981-4164
人権身の上相談 《人権擁護委員》	第2・4木曜日 午後1～4時	区役所本庁舎4階東面接・相談室	家庭・学校・地域・職場などで、いじめや差別に悩んでいる方の相談	
行政相談 《行政相談委員》	第2・4火曜日 午後1時30分～4時	区役所本庁舎4階東区民相談コーナー前	役所、独立行政法人、特殊法人などに関する意見・要望、苦情などに関すること	
専門家合同相談室《要予約》 (テーマ別に上記の士業のうち2～3士業が対応) 《弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、公証人》	月・金曜日 午後1～4時		事業や日常生活の中で生じるあらゆる問題について、複数の専門家チームで相談を受けます。毎回テーマが異なります。1回30分以内。	【予約先】 区民相談課 ☎3981-4164 【運営】 豊島区専門家合同相談事業運営協議会
司法書士相談 《司法書士》	第2水曜日 午前10時～正午		相続・贈与・売買・抵当権・会社設立のほか登記手続き、借地・借家、裁判書類作成、成年後見に関すること	東京司法書士会豊島支部 ☎4405-8113
行政書士相談 《行政書士》	第2水曜日 午後1～4時	区役所本庁舎4階東面接・相談室	官公署へ提出する書類(許認可など)の作成や手続きに関すること、権利義務に関する書類(遺産分割協議書、遺言書、契約書、内容証明など)の作成に関すること	東京都行政書士会豊島支部 📠0120-959-193
税金相談《要予約》 《税理士》	第2・4土曜日 午前9時30分～正午		税務全般、経営に関すること	東京税理士会豊島支部 ☎3983-2478
住まいの増改築相談 《一級建築士等》	第1・3木曜日 午後1～3時		住宅の増改築、修繕工事、耐震などに関すること。1回30分以内。	豊島区住宅相談連絡会事務局 📠0120-309-379
建築相談《要予約》 《一級建築士》	第1・3土曜日 午前9時30分～午後0時30分		一級建築士による建築設計・工事監理・耐震診断などに関すること	東京都建築士事務所協会豊島支部事務局 ☎3984-2448
土地家屋調査士相談 《土地家屋調査士》	第3水曜日 午前10時～正午		お隣との境界が不明で確定したいなどの土地の境界問題、測量、登記、建物新築、増築、取り壊しの登記の相談に関すること	東京土地家屋調査士会豊島支部 ☎3980-1336

令和2年度もの忘れ相談日程

豊島区認知症かかりつけ医が、もの忘れを心配する高齢者や家族の相談に応じます。要予約📠電話で各会場へ。

📠介護予防・認知症対策グループ☎4566-2433

会場	申込先	担当地域	実施日
菊かおる園 高齢者総合相談センター	☎3576-2245	集鴨3～5丁目、西巢鴨1～4丁目、北大塚1・2丁目	5月21日(木) 11月12日(木) 9月10日(木)
東部高齢者総合相談センター	☎5319-8703	駒込1～7丁目、巢鴨1・2丁目、南大塚1～3丁目	令和3年 1月21日(木)
中央高齢者総合相談センター	☎5985-2850	北大塚3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目	9月24日(木) 令和3年 2月4日(木)
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	☎5958-1208	南池袋1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1・2丁目	5月28日(木) 令和3年 1月7日(木)
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	☎3986-3993	西池袋1～5丁目、池袋3丁目、目白3～5丁目	6月4日(木) 10月15日(木)
いげよんの郷 高齢者総合相談センター	☎3986-0917	池袋1・2・4丁目、池袋本町1～4丁目	7月2日(木) 令和3年 2月18日(木)
アトリ工村 高齢者総合相談センター	☎5965-3415	南長崎1～6丁目、長崎2～6丁目	6月18日(木) 11月26日(木)
西部高齢者総合相談センター	☎3974-0065	長崎1丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目	10月1日(木) 令和3年 3月4日(木)

点字シールと郵便などによる投票の希望者受付

7月5日は東京都知事選挙です。①**点字シールを貼ります**…「選挙のお知らせ」に点字シールを貼ります※以前申し込んだ方は、再度の申込み不要です。②**郵便などによる投票**…身体に重度の障害のある方などが郵便などで投票できる制度です。対象者は次の表のいずれかに該当し、自書できる方です。自書ができない方でも表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級の方は、代理記載制度が利用できます。本制度の利用には郵便等投票証明書の発行が必要です。申請には期限があります。早めに選挙管理委員会事務局へ申請してください。

📠①は6月3日まで、②は6月26日までに電話で当事務局☎4566-2821へ。

身体障害者手帳をお持ちの方	
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
免疫、肝臓の障害	1～3級
介護保険被保険者証をお持ちの方	
要介護状態区分	要介護5

※戦傷病者手帳をお持ちで同程度の障害等級の方も利用できる場合があります。当事務局へ問い合わせてください。

